

令和6年4月1日から BSE検査対象が変わります

ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が**廃止**
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
 - ① 起立不能等であった死亡牛
 - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を、**獣医師が判断**

お願い

- 死亡牛の検案時には、裏面のフローチャートにより**検査の要否を判断**してください
- **死亡獣畜処理指示書に、判断結果と根拠を漏れなくチェック**願います

詳しくはこちら

北海道農政部生産振興局畜産振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/bse/bse.html>



ご不明な点がございましたら、
最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください

特定症状があった牛ですか？

【特定症状】

- i 興奮しやすい
- ii 音・光・接触に対する過敏な反応
- iii 群内序列の変化
- iv 搾乳時の持続的な蹴り
- v 頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し
- vi 扉・柵等の障害物回避困難

はい

① BSE 検査対象

BSE検査「要」に✓
「特定症状」に✓

ア a
別記様式 2

いいえ

以下の疾患を疑った牛ですか？

【7 疾患】

- ・ヒストファルス・ソムニ感染症
- ・リステリア症
- ・大脳皮質壊死症
- ・脳炎
- ・脳脊髄炎
- ・髄膜炎
- ・全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

はい

② BSE 検査対象

BSE検査「要」に✓
「7疾患」に✓

ア a
別記様式 2

いいえ

歩行困難、起立不能を呈していませんか？

はい

以下の疾患を疑った牛ですか？

【8 疾患】

- ・低カルシウム血症
- ・マグネシウム欠乏症
- ・乳熱
- ・末梢神経系腫瘍
- ・閉鎖神経麻痺
- ・大腿神経麻痺
- ・坐骨神経麻痺
- ・その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

はい

臨床検査のみで診断しましたか？

はい

③ BSE 検査対象

BSE検査「要」に✓
「8疾患」に✓

ア b

いいえ

いいえ

はい

下記の症状が進行性に認められていましたか？

【BSE関連症状】

- ・沈鬱
- ・緊張
- ・目・耳の左右非対称
- ・かつ過剰な動き
- ・流涎の増加
- ・鼻を舐める動作の増加
- ・歯ざしり
- ・振戦
- ・過剰な発声
- ・パニック反応
- ・過剰な警戒

④ BSE 検査対象

BSE検査「要」に✓
BSE関連症状に✓

ア c

感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の原因で説明できる場合は検査対象外

生化学検査や病理学的検査等により確定診断した場合は検査対象外